

# 会 則

## 第1条 会の名称

本会は名称を 東毛マンドリン楽団 と称する。

## 第2条 会の目的

生涯学習の一環として マンドリン合奏 を行い、その活動を通じて文化の向上と、会員の親睦を図ることを目的とする。

## 第3条 会の構成

- 1、本会は概ね 5 名以上の会員で構成し、また会員の過半数は太田市に住所を有する者（または同市に外国人登録がある者）とする。
- 2、新規会員は、第 2 条に賛同する者であれば、経験を問わず加入できるものとする。
- 3、脱会は、原則として本人の自由意志とし、いかなる場合でも脱会を拒むことはできない。

## 第4条 役員構成と役割

- 1、役員は代表者 1 名、その他 副代表 1 名と会計 1 名 で構成し、役員は会員同士の協議にて選出をする。
- 2、代表者の役割は以下のとおりとする。
  - I 会の代表として、登録等の申請を行う。
  - II 年間行事の立案や提案を行う。
  - III 会員の円滑な取りまとめを行う。
- 3、代表者以外の役員 副代表と会計 の役割は以下のとおりとする。

副代表は代表者を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときその職務を代行する。

会計は演奏活動等で経費処理が生じた場合に会計処理を行う。
- 4、役員任期は 1 年度とし、再選は妨げない。
- 5、役員は途中でも、変更することができる。この場合、活動拠点の館長等に随時報告をする。

## 第5条 運営活動

- 1、会員は常に平等であり、活動を民主的に行う。
- 2、活動日やイベントの日程、演奏活動の内容や経費処理は、代表者が提案し、会員の賛同にて決定する。

## 第6条 会費

- 1、毎月の会費は徴収しない。
- 2、材料費は徴収しない。
- 3、入会金・脱会金は徴収しない。

## 第7条 会則の変更

会則を変更する場合は、会の代表者を議長とし協議を行う。協議に参加した過半数の会員の賛同で会則は変更できるものとする。